

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令参照条文

目次

○電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）（抄）	1
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）（抄）	4
○電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（抄）	5

○電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）（抄）  
（変更検査手数料）

第四条 法第十八条の規定による検査（法第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更に係る検査を除くものとし、以下「変更検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別に従い、次の甲表による額とし、当該変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合にあつては、同表による額に、当該変更検査を受ける各装置について無線局の種別並びに当該装置の種類及び規模に應ずる次の乙表による額（当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額。以下同じ。）を加算した額とする。ただし、二八六、二〇〇円及び当該無線局に係る第十九条の規定による手数料の額に相当する額（当該無線局が法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局である場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額。以下この項及び次項において「定期検査手数料相当額」という。）のいずれをも超えないものとする。

一 一台のみの送信機を有するもの 無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の丙表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）

二 二台以上の送信機を有するもの 基本送信機に係る前号の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種別及びその規模に應ずる次の丁表による額（当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）を加算した額

（表略）

2 二以上の無線局によつて共用されている装置に係る変更検査が当該装置を共用する二以上の無線局について同時に行われる場合において、当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、前項の規定にかかわらず、当該変更検査に係る同項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とし、当該変更検査と併せて他の装置に係る変更検査を受ける場合にあつては、その額に、共用されている装置以外の各装置について無線局の種別並びに当該装置の種類及び規模に應ずる同項の乙表による額を加算した額とする。ただし、その除して得た額とその他の装置に係る手数料の額とを合算した額は、二八六、二〇〇円及び当該無線局に係る定期検査手数料相当額のいずれをも超えないものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする無線局及び超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局によつて共用されている装置に係る変更検査がこれらの無線局について同時に行われる場合において、当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 多重放送をする無線局 その使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の基本送信機の規模に應ずる次の甲表による額を当該変更検査が同時に行われる無線局の数で除して得た額。ただし、当該変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合には、その額に当該変更検査を受ける各装置について当該装置の種類及び当該装置がその使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送若しくはテレビジョン放送をする無線局に使用されるるときにおける当該装置の規模に應ずる次の乙表による額（当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）を当該装置を共用する無線局の数で除して得た額を加算した額又は当該多重放送をする無線局に

係る第十九条の規定による手数料の額に相当する額（当該多重放送をする無線局が法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局である場合には、一六、六〇〇円（当該多重放送をする無線局の基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、八、三〇〇円）のいずれか低い額とする。

二 超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局 第一項の規定による額から、当該変更検査が同時に行われる多重放送をする無線局に係る前号の規定による額（多重放送をする無線局が二以上あるときは、その合計額とする。）を減じた額

（表略）

4 前三項の規定にかかわらず、変更検査が法第十八条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円（情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十八条第二項の書類に係る電磁的記録を提出する場合には、二、四五〇円）とする。

（定期検査手数料）

第十九条 一台のみの送信機を有する無線局について法第七十三条第一項本文の規定による検査（以下「定期検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。ただし、当該基本送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該基本送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が行われるときには、当該基本送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とする。

（表略）

2 二台以上の送信機を有する無線局について定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、基本送信機に係る前項の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種別及びその規模に応ずる次の表による額（当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表の額に二分の一を乗じて得た額）を加算した額とする。ただし、基本送信機以外の送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が行われるときには、当該送信機については、当該送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。

（表略）

3 前二項の規定にかかわらず、多重放送をする無線局について定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、その使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該多重放送をする無線局の基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。

（表略）

4 前三項の規定にかかわらず、同一の超短波放送若しくはテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする二以上の無線局について又は超短波放送若しくはテレビジョン放送をする無線局及びその放送の電波に重畳して多重放送をする無線局について定期検査が同時に行われるときに当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 多重放送をする無線局 前項の規定による額を当該定期検査が同時に行われる無線局の数で除して得た額
  - 二 超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局 第一項本文又は第二項本文の規定による額から、当該定期検査が同時に行われる多重放送をする無線局に係る前号の規定による額（多重放送をする無線局が二以上あるときは、その合計額とする。）を減じた額
  - 五 前各項の規定にかかわらず、定期検査が法第七十三条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円（情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合にあつては、二、四五〇円）とする。
  - 六 定期検査が当該無線局に係る変更検査に併せて行われる場合の当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの各項の規定による手数料の額から当該無線局に係る変更検査を受けるための第四条の規定による手数料の額を控除して得た額とする。
  - 七 法第七十三条第一項ただし書の規定による検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、四、七五〇円（当該検査が同条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合にあつては、二、三〇〇円（情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合にあつては、二、一五〇円）とする。）とする。
- （校正手数料）
- 第二十条 法第百二条の十八第一項の規定による校正（指定校正機関が行うものを除く。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、当該校正を受ける測定器その他の設備の種類に従い、次の表による額とする。
- （表略）
- （手数料の納付方法等）
- 第二十一条 第二条から第十五条まで、第十七条及び第十八条に規定する手数料（国に納付するものに限る。）は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第二条から第十五条まで、第十七条及び第十八条の申請（第三条の手数料にあつては、落成の届出）をする場合その他の総務省令で定める場合を除き、その申請（同条の手数料にあつては、当該届出）に際し、当該申請（同条の手数料にあつては、当該届出）に係る書類に当該手数料の額に相当する収入印紙をはつて納めなければならない。
- 2 第十六条及び第十九条に規定する手数料は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合その他の総務省令で定める場合を除き、総務大臣が指定する期日までに、総務大臣が交付する納付書に当該手数料の額に相当する収入印紙をはつて納めなければならない。
- 3 第十二条又は第十三条に規定する手数料であつて指定講習機関又は指定試験機関に納付するものの納付方法については、法第三十九条の五第一項（法第四十七条の五において準用する場合を含む。）の業務規程の定めるところによる。
- 4 前条に規定する手数料の納付方法は、国立研究開発法人情報通信研究機構の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第一項の業務方法書で定めるところによる。

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）（抄）  
別表第一（第五条関係）

五 無線部

(三) 漁船

漁船	船		船舶職員	資格
	無線設備を有する漁船	無線設備を有しない漁船		
	無線電信等の二重化（インマルサット無線設備の二重化に限る。）を行つてゐるもの又は無線電信等の陸上保守を行うもの	無線電信等の二重化（インマルサット無線設備の二重化を除く。）を行つてゐるもの	通信長	四級海技士（電子通信）
	無線電信等の船上保守を行うもの	無線電信等の船上保守を行わないもの	通信長	三級海技士（電子通信）
	無線電信等の船上保守を行うもの	無線電信等の船上保守を行うもの	通信長	二級海技士（電子通信）
	無線電信等の船上保守を行うもの	無線電信等の船上保守を行うもの	通信長	三級海技士（電子通信）
	無線電信等の船上保守を行うもの	無線電信等の船上保守を行うもの	通信長	二級海技士（電子通信）

備考

- 1 「インマルサット無線設備」とは、無線電信等のうち電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第六条第一項第四号の船舶地球局の無線設備であるものをいう。
- 2 「無線電信等の二重化」又は「無線電信等の陸上保守」とは、それぞれ船舶安全法第二十八条第一項の規定に基づく国土交通省令の規定による設備の二重化又は陸上保守であつて、無線電信等について講じるものをいう。
- 3 「インマルサット無線設備の二重化」とは、無線電信等の二重化のうち、インマルサット無線設備を有する船舶が、予備の無線電信等として、インマルサット無線設備を備えることをいう。

○電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（抄）

（操作及び監督の範囲）

第三条 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ、同表の下欄に掲げる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。以下この項において同じ。）を行い、並びに当該操作のうちモールス符号を送り、又は受ける無線電信の通信操作（以下この条において「モールス符号による通信操作」という。）及び法第三十九条第二項の総務省令で定める無線設備の操作以外の操作の監督を行うことができる。

資格	操作の範囲
第一級総合無線通信士	一 無線設備の通信操作 二 船舶及び航空機に施設する無線設備の技術操作 三 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上無線技術士の操作の範囲に属するもの
第二級総合無線通信士	一 次に掲げる通信操作 イ 無線設備の国内通信のための通信操作 ロ 船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局の無線設備の国際通信のための通信操作 ハ 移動局（ロに規定するものを除く。）及び航空機のための無線航行局の無線設備の国際通信のための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。） ニ 漁船に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作 ホ 東は東経百七十五度、西は東経九十四度、南は南緯十一度、北は北緯六十三度の線によって囲まれた区域内における船舶（漁船を除く。）に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作 二 次に掲げる無線設備の技術操作 イ 船舶に施設する空中線電力五百ワット以下の無線設備 ロ 航空機に施設する無線設備 ハ レーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの ニ イからハまでに掲げる無線設備以外の無線設備（基幹放送局の無線設備を除く。）で空中線電力二百五十ワット以下のもの 三 第一号に掲げる操作以外の操作のうち、第一級総合無線通信士の操作の範囲に属するモールス符号による通信操作で第一級総合無線通信士の指揮の下に行うもの
第三級総合無線通信士	一 漁船（専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数三百トン以上の

第一級海上無線通信士	<p>ものを除く。以下この表において同じ。)に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備(無線電話及びレーダーを除く。)の操作(国際電気通信業務の通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。)</p> <p>二 前号に掲げる操作以外の操作で次に掲げるもの(国際通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。)</p> <p>イ 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備(船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。)の操作(モールス符号による通信操作を除く。)</p> <p>ロ 陸上に開設する無線局の空中線電力百二十五ワット以下の無線設備(レーダーを除く。)の操作で次に掲げるもの</p> <p>(1) 海岸局の無線設備の操作(漁業用の海岸局以外の海岸局のモールス符号による通信操作を除く。)</p> <p>(2) 海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、航空機のための無線航行局及び基幹放送局以外の無線局の無線設備の操作</p> <p>ハ レーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>三 前号に掲げる操作以外の操作で第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの</p> <p>四 第一号及び第二号に掲げる操作以外の操作のうち、第二級総合無線通信士の操作の範囲に属するモールス符号による通信操作(航空局、航空地球局、航空機局、航空地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操作を除く。)で第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士の指揮の下に行うもの(国際通信のための通信操作を除く。)</p>
第二級海上無線通信士	<p>一 船舶に施設する無線設備(航空局の無線設備を除く。)並びに海岸局、海岸地球局及び船舶のための無線航行局の無線設備の通信操作(モールス符号による通信操作を除く。)</p> <p>二 次に掲げる無線設備の外部の調整部分の技術操作並びにこれらの無線設備の部品の取替えのうち簡易なものとして総務大臣が告示で定めるもの及びこれらの無線設備を構成するユニットの取替えに伴う技術操作</p>

第三級海上無線通信士	<p>イ 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。）</p> <p>ロ 海岸局及び海岸地球局の無線設備並びに船舶のための無線航行局の無線設備（イに掲げるものを除く。）で空中線電力二百五十ワット以下のもの</p> <p>ハ 海岸局及び船舶のための無線航行局のレーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの</p> <p>一 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局、海岸地球局及び船舶のための無線航行局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）</p> <p>二 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>イ 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。）</p> <p>ロ 海岸局及び海岸地球局の無線設備並びに船舶のための無線航行局の無線設備（イに掲げるものを除く。）で空中線電力百二十五ワット以下のもの</p> <p>ハ 海岸局及び船舶のための無線航行局のレーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの</p>
第四級海上無線通信士	<p>次に掲げる無線設備の操作（モールス符号による通信操作及び国際通信のための通信操作並びに多重無線設備の技術操作を除く。）</p> <p>一 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）</p> <p>二 海岸局及び船舶のための無線航行局の空中線電力百二十五ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）</p> <p>三 海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの</p>
第一級海上特殊無線技士	<p>一 次に掲げる無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備を除く。）の通信操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）及びこれらの無線設備（多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>イ 旅客船であって平水区域（これに準ずる区域として総務大臣が告示で定めるものを含む。以下この表において同じ。）を航行区域とするもの及び沿海区域を航行区域とする国際航海に従事しない総トン数百トン未満のもの、漁船並びに旅客船及び漁船以外の船舶であって平水区域を航行区域とするもの及び総トン数三百トン未満のものに施設する空中線電力七十五ワット以下の無線電話及びデジタル選択呼出装置で千六百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの</p> <p>ロ 船舶に施設する空中線電力五十ワット以下の無線電話及びデジタル選択呼出装置で二万五千キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの</p> <p>二 旅客船であって平水区域を航行区域とするもの及び沿海区域を航行区域とする国際航海に従事しない総トン数百トン未満のもの、漁船並びに旅客船及び漁船以外の船舶であって平水区域を航行区域とするもの</p>



第二級海上特殊無線技士	<p>及び総トン数三百トン未満のものに施設する船舶地球局の無線設備の通信操作並びにその無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>三 前二号に掲げる操作以外の操作で第二級海上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの</p> <p>一 船舶に施設する無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局及び船舶のための無線航行局の無線設備で次に掲げるものの国内通信のための通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）並びにこれらの無線設備（レーダー及び多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>イ 空中線電力十ワット以下の無線設備で千六百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの</p> <p>ロ 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの</p> <p>二 レーダー級海上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作</p>
第三級海上特殊無線技士	<p>一 船舶に施設する空中線電力五ワット以下の無線電話（船舶地球局及び航空局の無線電話であるものを除く。）で二万五千キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの国内通信のための通信操作及びその無線電話（多重無線設備であるものを除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>二 船舶局及び船舶のための無線航行局の空中線電力五キロワット以下のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p>
レーダー級海上特殊無線技士	<p>海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p>
航空無線通信士	<p>一 航空機に施設する無線設備並びに航空局、航空地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）</p> <p>二 次に掲げる無線設備の外部の調整部分の技術操作</p> <p>イ 航空機に施設する無線設備</p> <p>ロ 航空局、航空地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備で空中線電力二百五十ワット以下のもの</p> <p>ハ 航空局及び航空機のための無線航行局のレーダーでロに掲げるもの以外のもの</p>
航空特殊無線技士	<p>航空機（航空運送事業の用に供する航空機を除く。）に施設する無線設備及び航空局（航空交通管制の用に供するものを除く。）の無線設備で次に掲げるものの国内通信のための通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）並びにこれらの無線設備（多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの</li> <li>二 航空交通管制用トランスポンダで前号に掲げるもの以外のもの</li> <li>三 レーダーで第一号に掲げるもの以外のもの</li> </ul>
第一級陸上無線技術士	無線設備の技術操作
第二級陸上無線技術士	次に掲げる無線設備の技術操作
第一級陸上特殊無線技士	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 空中線電力二キロワット以下の無線設備（テレビジョン基幹放送局の無線設備を除く。）</li> <li>二 テレビジョン基幹放送局の空中線電力五百ワット以下の無線設備</li> <li>三 レーダーで第一号に掲げるもの以外のもの</li> <li>四 第一号及び前号に掲げる無線設備以外の無線航行局の無線設備で九百六十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの</li> </ul>
第二級陸上特殊無線技士	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 陸上の無線局の空中線電力五百ワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で三十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作</li> <li>二 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの</li> </ul>
第三級陸上特殊無線技士	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 陸上の無線局の空中線電力十ワット以下の無線設備（多重無線設備を除く。）で千六百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの</li> <li>ロ 陸上の無線局のレーダーでイに掲げるもの以外のもの</li> <li>ハ 陸上の無線局で人工衛星局の中継により無線通信を行うものの空中線電力五十ワット以下の多重無線設備</li> </ul> </li> <li>二 第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作</li> </ul>
国内電信級陸上特殊無線技士	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸上の無線局の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）で次に掲げるものの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千キロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの</li> <li>二 空中線電力百ワット以下の無線設備で千二百十五メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの</li> </ul> </li> <li>陸上に開設する無線局（海岸局、海岸地球局、航空局及び航空地球局を除く。）の無線電信の国内通信のための通信操作</li> </ul>

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 航空局 航空機局と通信を行うために陸上又は船舶に開設する無線局をいう。

- 二 移動局 移動する無線局をいう。
- 三 無線航行局 電波を利用して、航行中の船舶若しくは航空機の位置若しくは方向を決定し、又は船舶若しくは航空機の航行の障害物を探知するために開設する無線局をいう。
- 四 基幹放送局 法第六条第二項に規定する基幹放送局をいう(次号及び第六号において同じ。)
- 五 テレビジョン基幹放送局 静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る基幹放送局(文字、図形その他の影像(音声その他の音響を伴うものを含む。))又は信号を併せ送るものを含む。)をいう。
- 六 陸上の無線局 海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機地球局、無線航行局及び基幹放送局以外の無線局をいう。
- 七 レーダー ある特定の位置から反射され、又は再発射される無線信号と基準となる無線信号との比較を基礎として、位置を決定し、又は位置との関連における情報を取得するための無線設備をいう。
- 八 多重無線設備 多重通信を行うための無線設備をいう。
- 九 テレビジョン 電波を利用して、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ同表の下欄に掲げる無線設備の操作を行うことができる。

資格		操作の範囲
第一級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の無線設備の操作	
第二級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の空中線電力二百ワット以下の無線設備の操作	
第三級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の空中線電力五十ワット以下の無線設備で十八メガヘルツ以上又は八メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの操作	
第四級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の無線設備で次に掲げるものの操作(モールス符号による通信操作を除く。) 一 空中線電力十ワット以下の無線設備で二十一メガヘルツから三十メガヘルツまで又は八メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの 二 空中線電力二十ワット以下の無線設備で三十メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	

4 振幅変調型式の電波を使用する無線電信で変調波について電鍵開閉操作が行われるものは、第一項及び前項の規定の適用に関しては、当該操作につき、その空中線電力が、当該無線電信の当該操作に係る空中線電力に相当するワット数に四十分の十五を乗じて得たワット数のものとみなす。

5 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、第一項に規定するもののほか、それぞれ同表の下欄に掲げる操作を行うことができる。

資格		操作
第一級総合無線通信士	第一級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作	
第二級総合無線通信士	第二級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作	
第三級総合無線通信士	第二級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作	

第一級海上無線通信士	第四級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
第二級海上無線通信士	
第四級海上無線通信士	
航空無線通信士	
第一級陸上無線技術士	
第二級陸上無線技術士	